

# 新長野県市町村合併支援プラン

平成20年3月28日策定

新長野県市町村合併支援本部

## I 策定の趣旨

「市町村の合併の特例に関する法律」（旧合併特例法）下における本県の市町村合併は、平成18年3月末までの間に県内の市町村は120から81に再編された。

しかしながら、村の数は37と全国で最も多く、また、1万人未満の町村数は43と、依然として小規模町村が多数残るなど、本県の合併は十分進展したとは言い難い状況にある。

市町村合併は、基礎自治体である市町村が、持続的に自らの責任で地域経営を担っていくため、その行財政基盤を強化するための極めて有効な手段のひとつである。しかし、一方、合併はあくまで将来にわたる地域のあり方をどうしていくかという重要な課題であることから、地域における十分な議論のもと、自主的・主体的に選択し決定すべきものである。

本県では、「市町村の合併の特例等に関する法律」（合併新法）に基づき、平成19年4月に「長野県市町村合併審議会」を設置した。これまでに4回の審議会を開催し、「市町村合併の必要性」、「県の役割」等に関する審議を行い、これを踏まえ、更なる合併を支援するため、平成20年2月22日に「長野県市町村合併支援方針」（支援方針）を定めるとともに、知事を本部長とする「新長野県市町村合併支援本部」（支援本部）を同日付けで設置した。

合併新法に基づき県が策定する合併構想は、今後、関係市町村で合併に向けた合意形成がなされた上で、構想策定の申入れを受けて策定することとなるが、県内の合併に向けた動きが本格化しつつあるこの機に、合併新法下での更なる市町村合併に向けて、市町村の自主的・主体的な取組を尊重しつつ、合併に向けた取組の各段階に応じた具体的な支援内容を明らかにするため「新長野県市町村合併支援プラン」（支援プラン）を策定する。

## II 支援体制

知事を本部長とする「支援本部」と現地機関（地方事務所単位）に「地域支援本部」を設置（平成20年2月22日設置）することにより、現地機関を含めた全庁的な支援体制を整備し、合併機運の醸成を含む各地域における合併に向けた取組を積極的に支援する。（別記1）

また、市町村合併に関し、様々な相談や要請に応じるため、市町村課（支援本部事務局）に総合窓口、各部局や現地機関（地域支援本部事務局）に相談窓口を設ける。（別記2）

## III 対象区分

次に掲げる市町村の区分に応じ支援する。

- 1 全市町村
- 2 合併に向けた取組を行う市町村
- 3 県が策定する合併構想に位置づけられた構想対象市町村（構想対象市町村）
- 4 合併新法に基づき合併した市町村（合併市町村）

#### IV 支援策の種類

合併に向けた取組の各段階に応じ、以下の類型（項目）を基本に支援策を講じるものとする。

##### (1) 市町村等への助言・情報提供

合併機運の醸成から合併に向けた取組、合併後のまちづくりに至るまで、市町村等に対し合併に関する様々な助言や情報提供を行う。

##### (2) 合併構想への位置づけ

国からの各種財政支援等を受けられるべく、地域において合意形成できた段階で、関係市町村からの構想策定への申入れを受け、合併構想へ位置づける。

##### (3) 合併市町村基本計画の作成支援等

合併後のまちづくりの基本的な計画となる「合併市町村基本計画」の作成及び計画に基づき実施する事業に関し、県として支援する。

##### (4) 人的支援

合併協議の円滑な実施等を図るため、市町村からの要請に応じ、合併協議会や合併市町村への県職員の派遣及び市町村職員の受入れ等の支援を行う。

##### (5) 行財政に関する支援

特例交付金の交付や権限移譲等、合併前後のまちづくり等に対し行財政面からの支援を行う。

##### (6) 施策分野別支援

関係部局により、国の新支援プラン等を活用し、地域の要望を踏まえ、合併市町村のまちづくり等に対し、県として積極的に支援する。

#### V 支援の内容

##### 1 全市町村への支援

###### (1) 合併に関する助言・情報提供

- ① 合併に関する各種情報に関し、市町村等からの相談に応じ、助言や情報提供を行う。
- ② 合併審議会での審議状況や提出資料等を活用し、県内各地において、説明会、講演会等を開催し、合併機運の醸成等を図る。
- ③ 市町村・民間団体等が主催する講演会、研修会等に対し、要請に基づき講師の紹介や県職員等の派遣を行う。
- ④ 合併に関する様々な情報をホームページや広報等を活用し情報提供することにより、合併に向けた啓発を行う。

##### 2 合併に向けた取組を行う市町村への支援

###### (1) 合併に関する助言・情報提供

- ① 合併に関する様々な技術的な助言や情報提供を行い、合併に向けた取組を支援する。
- ② 合併に向けた協議や手続き等に係る助言や情報提供を行う。

## (2) 人的支援

- ① 合併に向けた取組を支援するため、「県・市町村職員派遣研修制度」に基づき、当該市町村へ県職員を派遣する。
- ② 任意合併協議会等が設置された場合、関係市町村からの要請に応じ、オブザーバーとして県職員が参加するほか、任意合併協議会事務局等へ県職員を派遣する。

## (3) 財政的支援

### ① 特別交付税による支援

合併に要する経費のうち、その一部について特別交付税を措置する。(任意、法定等の合併協議会の状態やその設置を問わず、合併に要する経費全てを対象とする。)

(対象：町村のみ)

## 3 構想対象市町村への支援策

地域において合併に向けた合意形成ができた段階（法定合併協議会の設置等）で、関係市町村からの構想策定への申入れを受け、合併構想（構想対象市町村）に位置づけることにより、以下の支援を行う。

### (1) 合併に関する助言・情報提供

- ① 合併に関する技術的な助言や情報提供を通じ、合併協議等の合併に向けた取組を支援する。
- ② 合併の手続き等に係る情報提供や助言、合併前に必要となる各種計画の策定、改正等に係る助言等を行う。

### (2) 合併市町村基本計画の作成支援

合併後のまちづくりの基本的な計画となる「合併市町村基本計画」の作成や財政計画の作成について、必要な情報提供や助言等を行う。

### (3) 人的支援

- ① 法定合併協議会に対し、関係市町村からの要請に応じオブザーバーとして県職員が参加する。
- ② 関係市町村の合併に向けた取組を支援するため、「県・市町村職員派遣研修制度」に基づき、法定合併協議会事務局等へ県職員を派遣する。
- ③ 県と市町村の職員の交流を進める中で、関係市町村からの要請に応じ、専門的な知識や技術の習得及び人材育成を図るため、市町村職員の受入れを行う。

### (4) 財政的支援

#### ① 特別交付税による支援

合併準備及び合併移行のために生じる経費のうち、国が算定した所要額により配分した額を除く経費の一部について特別交付税を措置する。

(対象：町村のみ)

### (5) 施策分野別の支援

#### ① 国の新支援プランの活用

構想対象市町村が、国の各分野に掲げる新支援プランを活用できるよう、助言や情報提供を行い、国の事業の推進を図る。

## ② 県の施策分野別支援

「5 施策分野別支援」に掲げる事業により、新しいまちづくりを支援する。

## 4 合併新法に基づき合併した市町村への支援策

### (1) 合併に関する助言・情報提供

- ① 合併に関する技術的な助言や情報提供を通じ、合併市町村の取組を支援する。
- ② 合併に伴い必要となる各種計画の策定、改正等に係る必要な助言を行うなど、合併後のまちづくりに関する支援を行う。
- ③ 合併後のまちづくり等に関する合併市町村どうしの意見交換の場を設置する。
- ④ 合併後の住民参加のまちづくりの拠点となる地域自治組織の運営に関し、助言や情報提供を行う。

### (2) 合併市町村基本計画の実施に係る県の支援等

合併市町村が合併市町村基本計画に基づき実施する事業に対し、その着実な実施に向けて、必要な助言や情報提供等を行う。

また、県が実施する事業については、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るために積極的に推進する。

### (3) 人的支援

- ① 「県・市町村職員派遣研修制度」に基づき、長期計画の策定など合併後のまちづくりが円滑に進むよう合併市町村からの要請に応じ県職員を派遣する。
- ② 県と市町村の職員の交流を進める中で、合併市町村からの要請に応じ、専門的な知識や技術の習得及び人材育成を図るため、市町村職員の受入れを行う。

### (4) 行政的支援

#### ① 町となるべき要件の緩和（～H22. 3. 31 条例改正済み）

社会経済情勢の変化を踏まえ、町となるために普通地方公共団体が備えるべき要件を緩和する。

#### ② 権限移譲

合併市町村が地域経営の主導的役割を担い、自らの判断と責任のもとで活力ある地域づくりに取り組めるよう、合併市町村の要望に応じて県からの権限移譲を推進する。  
権限を移譲するに当たっては、事務に応じた財源を適切に措置するなど、必要な支援を図る。

### (5) 財政的支援

#### ① 新市町村合併特例交付金による支援

合併市町村が行う新しいまちづくりを支援するため、予算の範囲内で新市町村合併特例交付金を交付する。

- 交付対象：合併新法下で合併した市町村
- 対象事業：合併に伴い必要となる内部事務事業及びまちづくりに関する事業（ハード・ソフト事業）を対象とする。

○ 交付限度額 : 2億円+1億円×(関係市町村数-2) 上限5億円

○ 交付年数 : 合併年度及びそれに続く10年度内

合併関係市町村数	2	3	4	5以上
交付金の総額(億円)	2	3	4	5

## ② 特別交付税による支援

合併町村の合併後の財政需要に対応するため、合併年度及びその後2年間につき補正係数の割増を行い、合併町村のまちづくりを支援する。(対象:合併した新町村のみ)

## (6) 施策分野別の支援

### ① 国の新支援プランの活用

合併市町村が、国の各分野に掲げる新支援プランを活用できるよう、助言や情報提供を行い、国の事業の推進を図る。

### ② 県の施策分野別支援

「5 施策分野別支援」に掲げる事業により、新しいまちづくりを支援する。

## 5 施策分野別支援

上記3(5)及び4(6)の具体的な支援策は、当面、次のとおりとする。

### 危機管理部

#### ① 消防広域化における助言 《合併前・合併後》

【担当課】 消防課

【内容】 消防の広域化に当たっては、「消防方面本部」の設置等において市町村合併との整合性を確保しながら進めていくよう、関係市町村へ助言を行う。

### 企画部

#### ① 地方バス運行対策費補助事業 《合併前・合併後》

【担当課】 交通政策課

【内容】 生活交通路線である広域的・幹線的なバス路線の運行の維持のための補助事業において、補助対象路線の要件を複数市町村にまたがるものとしているが、この要件の判定に当たり基準日(平成13年3月31日)を設け、基準日以降の市町村合併により補助対象外とならないように配慮する。

#### ② 地域情報通信基盤整備推進事業補助事業 《合併前・合併後》

【担当課】 情報統計課

【内容】 合併に伴う市町村域の拡大による地域間の情報格差を是正するため、第三セクターが行うCATV施設の整備(高速インターネットサービスを提供する場合に限る)を市町村が補助する場合に支援する。

## 総務部

### ① 人的支援 《合併前・合併後》

【担当課】 市町村課

【内容】 ・任意及び法定合併協議会に対し、関係市町村からの要請に応じオブザーバーとして県職員が参加する。  
・合併に向けた取組や合併後のまちづくりを支援するため、「県・市町村職員派遣研修制度」に基づいて県職員を派遣する。  
・県と市町村の職員の交流を進める中で、関係市町村からの要請に応じ、専門的な知識や技術の習得及び人材育成を図るため、市町村職員の受入れを行う。

### ② 新市町村合併特例交付金 《合併後》

【担当課】 市町村課

【内容】 合併市町村が行う新しいまちづくりを支援するため、予算の範囲内で新市町村合併特例交付金を交付する。

○ 交付対象： 合併新法下で合併した市町村

○ 対象事業： 合併に伴い必要となる内部事務事業及びまちづくりに関する事業（ハード・ソフト事業）を対象とする。

○ 交付限度額： 2億円＋1億円×（関係市町村数－2） 上限5億円

○ 交付年数： 合併年度及びそれに続く10年度内

合併関係市町村数	2	3	4	5以上
交付金の総額（億円）	2	3	4	5

### ③ 特別交付税 《合併前・合併後》

【担当課】 市町村課

【内容】 ・合併に要する経費のうち、その一部について特別交付税を措置する。（任意、法定等の合併協議会の状態やその設置を問わず、合併に要する経費全てを対象とする。）

・合併準備及び合併移行のために生じる経費のうち、国が算定した所要額により配分した額を除く経費の一部について特別交付税を措置する。

・合併後の財政需要に対応するため、合併年度及びその後2年間につき補正係数の割増を行い、合併町村のまちづくりを支援する。

（対象：町村のみ）

### ④ 元気づくり支援金 《合併前・合併後》

【担当課】 市町村課

【内容】 市町村や公共的団体が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して支援金を交付し、以下により合併への取組を支援する。

・「市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業」を対象事業のひとつとして、市町村のほか、自治会などの公共的団体などの取組を支援する。

・地域への配分に当たっては、合併前の市町村数（119市町村）により配分額を算定し、合併したことにより不利にならないよう配慮する。

⑤ 市町村行財政運営サポート事業等による支援 《合併前・合併後》

【担当課】 市町村課

【内容】 市町村の要請に基づき、当該市町村における行政改革、財政健全化、税收確保などの課題について、市町村行財政運営サポート事業等の取組を通じ意見交換・助言や研修等を実施し、合併前後の市町村の行財政運営を支援する。

⑥ 合併機運の醸成等に係る説明会等の開催 《合併前・合併後》

【担当課】 市町村課

【内容】 合併審議会での審議状況や提出資料等を活用し、県内各地において説明会、講演会等を開催し、合併機運の醸成等を図る。

## 社会部

① 福祉事務所設置に伴う人的支援（生活保護事務） 《合併前・合併後》

【担当課】 地域福祉課

【内容】 市制移行により新たに福祉事務所を設置する場合、県福祉事務所から移管される生活保護事務が円滑に行われるよう、当該事務に精通した県職員の派遣や市町村職員の受入れを行う。

② 地域子育て支援拠点事業 《合併後》

【担当課】 こども・家庭福祉課

【内容】 地域における子育て親子の交流等を促進する地域子育て支援拠点事業の補助に係る拠点数の選定基準について、総数は市町村ごと1中学校区1箇所を上限とし、そのうちセンター型は市町村ごと2箇所を上限とする。ただし、合併市町村におけるセンター型の上限は、2箇所＋（合併関係市町村数－1）箇所とする。

## 衛生部

① 国民健康保険 県特別調整交付金 《合併後》

【担当課】 医療政策課国保・医療福祉室

【内容】 国民健康保険の保険給付における財政力の不均衡を調整し国保事業の安定運営を図るため市町村に交付する特別調整交付金について、合併前市町村が、同じ条件で特別調整交付金の交付を受けていた場合、合併後に交付基準額が下がることがないように配慮する。

## 環境部

① 水道施設整備事業 《合併前・合併後》

【担当課】 水大気環境課

【内容】 合併に伴う水道事業の統合及び区域拡張に関して情報提供を含め助言を行う。なお、市町村の財政力指数の区分により異なる補助率が適用されるため、合併

により補助率が低くなることのないよう旧市町村における採択時の補助率が適用される等の配慮がなされており、簡易水道事業等の統合施設整備を要する場合、このような国庫補助制度の積極的活用に関して助言を行う。

② 公共下水道整備事業 《合併前・合併後》

【担当課】 生活排水課

【内容】 市町村の人口規模により補助対象範囲が異なる下水道管渠の整備事業については、合併により補助対象範囲が縮小されないように配慮されているため、この制度の活用に関して情報提供を含め助言を行う。

③ 廃棄物処理施設整備事業 《合併前・合併後》

【担当課】 廃棄物対策課

【内容】 市町村合併に伴い、統合的なごみ処理を行う一般廃棄物処理施設を整備するに当たり、人口5万人以上の市町村または面積400k㎡以上の計画地域を対象とする循環型社会形成推進交付金制度を有効に活用できるように必要な助言を行う。

**商工労働部**

① 商工業の振興への助言 《合併前・合併後》

【担当課】 産業政策課

【内容】 地域経済基盤の強化を図るため、産業集積や中心市街地の活性化等、商工業振興に向けた取組に対し、助言などの支援を行う。

**観光部**

① エリア10観光振興プロジェクト事業 《合併前・合併後》

【担当課】 観光企画課

【内容】 広域行政圏「10エリア」ごとに、各地域が主体的に地域特性を生かした観光振興に取り組む体制づくりを行う本事業を通じ、合併に伴う新市町村の観光振興のための新たな計画づくりなどに対し助言などの支援を行う。

② 「信州道楽」誘客促進事業 《合併前・合併後》

【担当課】 観光振興課

【内容】 魅力ある旅行商品づくりや観光プロモーションの展開などを通じ、合併市町村が、新市町村としての特性を生かした魅力ある地域づくりを創造・発信できるよう支援する。

**農政部**

① 経営体育成基盤整備事業 《合併前・合併後》

【担当課】 農地整備課

【内容】 効率的かつ安定的な経営体を育成するため、地域農業の目指す方向等を踏まえ、合併市町村において、必要となる生産基盤等の整備と経営体の育成を一体的に行う本事業を実施するに当たり、国との調整や技術的な助言などの支援を行う。



② 中山間総合整備事業 《合併前・合併後》

【担当課】 農地整備課

【内容】 中山間地域において、農業生産基盤や農村生活環境の整備を総合的に行い、農業・農村の活性化を図るとともに、定住の促進、国土・環境の保全に資するため、合併市町村内の整備水準の均一化に向けた取組に対し、国との調整や技術的な助言などの支援を行う。

③ 市町村合併支援農道等整備事業 《合併前・合併後》

【担当課】 農地整備課

【内容】 合併市町村の一体化を促進するため、合併市町村の受益となる農道等の整備について、合併市町村の要請に応じ市町村合併支援農道等整備計画に位置づけた農道等の整備事業を推進する。

④ 村づくり交付金事業 《合併前・合併後》

【担当課】 農地整備課

【内容】 地域の創造力を活かせるよう、市町村の提案による事業も含めた農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施し、合併市町村内の生活環境の整備水準の均一化に向けた取組に対し、国との調整や技術的な助言などの支援を行う。

## 林 務 部

① 森林居住環境整備事業 《合併前・合併後》

【担当課】 信州の木振興課

【内容】 森林整備の基礎となる骨格的な林道である森林基幹道の開設や、山村地域の居住環境基盤整備等を総合的に実施する本事業について、合併市町村内の生活環境の整備水準の均一化が図られるよう、国との調整や技術的な助言などの支援を行う。

② 森林環境保全整備事業 《合併前・合併後》

【担当課】 信州の木振興課

【内容】 林業の生産基盤である森林管理道の開設や改良など、林道施設の整備を実施する本事業について、合併市町村内の生活環境の整備水準の均一化が図られるよう、国との調整や技術的な助言などの支援を行う。

③ 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業 《合併前・合併後》

【担当課】 信州の木振興課

【内容】 森林と集落・市場を結び、効率的な森林整備の推進と地域振興を図るため、合併市町村において、既設林道や公道を峰越し等で連絡する林道の開設等を実施するに当たり、国との調整や技術的な助言などの支援を行う。

## 建設部

### ① 市町村合併支援道路整備事業 《合併前・合併後》

【担当課】 道路建設課、都市計画課

【内容】 合併市町村の一体化を促進するため、新市町村内の幹線となる県管理道路、都市計画道路などの整備事業を市町村合併支援道路整備計画に位置づけ推進する。

【担当課】 道路管理課

【内容】 合併市町村の一体化を促進するため、市町村合併支援道路整備計画に位置づけられた市町村道の整備を合併市町村が実施するに当たり、国との調整や助言などの支援を行う。

### ② 案内標識設置事業 《合併前・合併後》

【担当課】 道路管理課

【内容】 市町村合併により整備が必要となる県道等の道路標識（歩行者案内用標識を含む）について、重点的に整備を推進する。

### ③ 都市公園事業（防災公園の整備） 《合併前・合併後》

【担当課】 都市計画課

【内容】 市町村合併に伴い、効率的に住民が避難でき、また防災活動の拠点となるよう、防災公園の整備を合併市町村が実施するに当たり、国との調整や技術的な助言などの支援を行う。

### ④ 河川改修事業 《合併前・合併後》

【担当課】 河川課

【内容】 市町村合併に伴い、主要公共施設等の配置計画の見直し等により、特に防災上重要な施設等の設置にあたり、緊急的に河川改修等の対策が必要と認められる場合に事業の優先採択・重点投資に配慮する。

### ⑤ 砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業 《合併前・合併後》

【担当課】 砂防課

【内容】 砂防事業等の実施に当たっては、過去の災害実績等の他に、合併市町村にあって従来の市町村域を超えて住民の用に供されることとなった公共・公的施設等の重要性が増大する場合には、これらの施設を保全する事業の推進等に配慮する。

### ⑥ まちづくり交付金事業 《合併前・合併後》

【担当課】 都市計画課

【内容】 市町村の創意工夫により、活力と魅力あふれるまちづくりを推進するため、基幹事業や提案事業をパッケージとした都市再生事業計画に基づき、交付金を交付する本事業について、合併に伴い必要となった各種事業に係る調整や技術的な助言などの支援を行う。

⑦ 都市計画制度活用支援 《合併前・合併後》

【担当課】 都市計画課

【内容】 市町村合併に伴い、都市計画区域の拡大・新規指定、区域再編及び都市計画区域マスタープランの決定・変更、また各種都市計画制度の活用等について技術的な助言などの支援を行う。

⑧ 公営住宅整備に係る支援 《合併前・合併後》

【担当課】 住宅課

【内容】 合併市町村における公営住宅の集中や再編、定住促進のための地域優良賃貸住宅の整備に当たって、地域住宅交付金制度などに係る相談や技術的な助言などの支援を行う。

⑨ 市町村建築物維持・保全に係る支援 《合併前・合併後》

【担当課】 施設課

【内容】 市町村合併に伴う既存公共施設等の規模の拡大や用途変更等に対し、耐震改修を始めとする適正な維持・保全に関する相談や技術的な助言などの支援を行う。

⑩ 景観行政団体移行に係る支援 《合併前・合併後》

【担当課】 建築指導課

【内容】 市町村合併に伴い自治体の規模が大きくなることなどを契機として、合併市町村が地域の景観を自ら担う景観行政団体へ移行しようとする際に、地域住民の機運の醸成、県内外の先進事例の紹介、景観計画の策定等に係る情報提供などの支援を行う。

## 教育委員会

① 教職員定数に関する激変緩和措置 《合併後》

【担当課】 義務教育課

【内容】 市町村合併に伴い小中学校が統合され、学級数が減少し、教職員定数が減となる場合であっても、統合された学校について、国の方針を勘案し、一定期間教職員の激変緩和措置を講じる。